

平成 23 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（延長）

（総務省（経済産業省他と共同要望））

制度名	中小企業等基盤強化税制（中小卸売、小売及びサービス業）	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>適用期間内に対象設備（機械及び装置、又は器具及び備品）を取得により事業の用に供する青色申告書を提出する有線テレビジョン放送業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除（取得価格の7%）又は特別償却（特別償却率：30%）の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置 1台又は1基の取得価格が280万円以上の設備 ・器具又は備品 1台又は1基の取得価格が120万円以上の設備 	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>12.2百万円 （31,900百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的 ケーブルテレビ事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として大きな役割を果たすとともに、地域密着型のメディアとして当該地域経済の活性化への貢献度合が大きいことから、ケーブルテレビ事業者の経営基盤の安定・強化のための投資を促進させることによりケーブルテレビの普及促進を図り、もって地域の活性化・情報化に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 当該施策により整備されるケーブルテレビは、高度情報通信ネットワーク社会を形成する地域密着型のメディアとして、国民の多種多様なニーズに応えるとともに、地域の活性化・情報化、視聴者の利便性の向上を図り、大都市圏と地方との格差の是正に資するものであり、公益性が認められる。</p> <p>② ケーブルテレビは、政府目標である地上デジタル放送への完全移行、放送難視聴地域における受信媒体として大きく貢献している他、事業者毎に制作されるコミュニティチャンネルは、行政、文化、防災、医療等生活に欠かせない情報提供を行っており、地域の情報化に寄与している。 しかし、ケーブルテレビ事業者の多くは、大企業等と比較し財政基盤の脆弱な中小企業に該当する上、技術革新等へ対応するための積極的な設備投資を後押しするために、引き続き支援していく必要がある。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT政策） 3. ユビキタスネットワークの整備
		政策の達成目標	地上デジタルテレビ放送への完全移行等放送のデジタル化に対応し、高度情報通信ネットワーク社会を形成するメディアの一つとして国民の多種多様なニーズに答えるため、ケーブルテレビのデジタル化を推進し、有線テレビジョン放送の普及促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成23年4月1日～平成25年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	ケーブルテレビの加入世数 平成23年度末 3,300万世帯 平成24年度末 3,350万世帯
	有 効 性	政策目標の達成状況	ケーブルテレビ事業においては、事業者および加入者ともに年々増加傾向にあり、地域の活性化、情報化が進んでいる状況である。
		要望の措置の適用見込み	平成23年度 7件（アンケート調査による。） 減収見込額 12.2百万円
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ケーブルテレビ事業は、多額の設備投資が必要とされる一方で、事業者の経営規模は必ずしも大きなものではなく、現状、必要となっているデジタル化への投資のためにも、その経営基盤の安定・強化は重要な課題であることから、今後とも本施策の活用が期待されるものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>ケーブルテレビ事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として非常に重要な役割を果たしているが、中小のケーブルテレビ事業者は必ずしも経営基盤が強固とは言いえない状況にある。</p> <p>そのため、本税制のような、補助金等の認定が必要な措置と比べ、要件を満たす設備投資に対して広く使える制度が必要とされている。</p> <p>さらに、本税制は、高度化設備を導入するためのインセンティブの付与を与えるような、設備投資意欲を最大限引き出せる措置として適正である。</p> <p>また、ケーブルテレビは、放送・通信という公共性の高い情報通信基盤の重要な担い手であるが、財政基盤は必ずしも強固とは言えない中小企業者も多く、また、設備産業であるため、数年毎の大規模な投資が不可欠であることから、本税制は制度創設後 10 年を超えているが、投資意欲を刺激し、経営の安定・強化を促すため、引き続き支援を行っていく必要がある。なお、業界の規模が小さいため、利用件数自体は近年 2 桁台以下であるが、対象事業者に該当するケーブルテレビ事業者の 1 割程度が毎年利用しており、本税制の存続が望まれている。</p>								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>ケーブルテレビへの加入世帯数は順調に伸びており、また、本施策も順調に利用されている。</p> <table border="1" data-bbox="549 1061 1437 1216"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数</td> <td>8 件</td> <td>5 件</td> <td>9 件 (現時点での見込み)</td> </tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	利用件数	8 件	5 件	9 件 (現時点での見込み)
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度							
	利用件数	8 件	5 件	9 件 (現時点での見込み)							
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本税制は、ケーブルテレビ事業者のみではなく、内需型の産業の事業基盤の強化を図るという観点から、中小卸売等幅広く中小企業者を適用対象としており、想定外に特定のものに偏ってはいない。</p> <p>また本税制利用事業者へのアンケート調査によると、「設備投資資金を確保できた」(アンケート回答者の 75%) 「運転資金を確保できた」(アンケート回答者の 37.5%) といった回答が得られており、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺える。</p>								
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>平成 21 年度末 3, 150 万世帯 平成 22 年度末 3, 200 万世帯</p>									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の</p>		<p>平成 21 年度末の目標である 3, 150 万世帯に対し、平成 22 年 3 月末現在での加入者は、3, 260 万世帯を超えており、目標を達成している。</p>									

	理 由	
これまでの 要望経緯		○昭和 62 年度制度創設 ○昭和 63 年度からケーブルテレビ事業者に対する適用が認められ、平成元年度、平成 3 年度、平成 5 年度、平成 7 年度、平成 9 年度、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、適用期間を 2 年間延長されている。